「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」について

～医療機関等の医療従事者・職員に対する慰労金～

表記の件について、技工所勤務の歯科技工士も条件を満たすと以下の通り給付対象となる場合があります。

1. 給付対象

【令和２年３月６日から６月３０日までの期間中】に，【医療機関等に１０日間以上勤務し】，【患者と接する医療従事者・職員】

**解説**

『医療従事者・職員』には、【歯科技工所の従事者】が【歯科医院等においてシェードテイク等の、患者との接触を伴う業務】を【上記期間内で10日以上行った(1日当たりの勤務時間は問わない)】場合も含まれます。

＊10日以上勤務の要件について、1日当たりの勤務時間数は問わない。

1. 給付金額 5万円・10万円・20万円(条件により異なる)
2. 申請方法

【医療機関が申請を行う】

**解説**

交付条件に該当の方は、お引歯科医院等が作成する申請書に「給付対象者」として記入してもらう必要があります。医療機関に勤務する歯科技工士及び歯科技工所の従事者が医療機関においてシェードテイク等の患者との接触を伴うケースでは、医療機関の申請により、慰労金の対処となります。

1. その他の申請方法（個人申請）

**解説**

すでにお取引医療機関での手続きが済まされており、申請に漏れている該当者の

方は下記の方法により個人申請が可能です。

基本的には勤務していた医療機関等を通じての申請となるが，この方法での申請が難しい場合には，個別の申請も受け付け可能。この場合，医療機関等による勤務実績の証明が必要となるで，専用の申請様式に，勤務した医療機関からの証明を受けて作成し，県まで提出する。

1. 提出期限

令和２年12月末日（岡山県の場合）

・同事業の詳細はこちら

（厚生労働省）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580\_00001.html

（岡山県）<https://www.pref.okayama.jp/page/673500.html>

（提出先）〒 700-0823 岡山市北区丸の内１−１−４　全日信販ビル２F

岡山県医療福祉従事者支援センター